

日ペルーEPA(*)についての留意点

(*)経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定

(平成23年12月9日に日ペルーEPAが国会承認されました。今後の発効に備え皆さんにご留意いただきたい点についてお知らせします。)

日ペルーEPAに基づく特惠税率適用には
日ペルーEPAに基づく原産地証明(原産地証明書または原産地申告)
が必要です (課税価格の総額が20万円以下の貨物を除く)

日ペルーEPAに基づく特惠税率 \leq 一般特惠税率

このような品目では、一般特惠が使えなくなりますので、一般特惠税率の適用に際し一般特惠の原産地証明書が不要とされていた、いわゆる「明らか物品」(注)も含め、日ペルーEPAに基づく原産地証明が必要になります。

(注) 税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品
(関税暫定措置法施行令第27条第1項第1号)

輸入申告の際に日ペルーEPAに基づく原産地証明が提出できない場合、提出猶予の申出をし、輸入許可前引取り(BP:関税法第73条)により、貨物を引き取り、後に、原産地証明(遡及発給された原産地証明書を含む。)を提出することで、日ペルーEPAに基づく特惠税率の適用が可能です。

 **輸入許可前引取りには「担保」の提供が必要です！**